

令和 8 年度大分県空き家対策促進事業広報委託業務に係る
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度大分県空き家対策促進事業広報委託業務
- (2) 目 的 本事業は、多様な広告媒体を活用した広報啓発活動を行うことで、主に空き家の所有者に対して、空き家の放置がもたらす危険性や適正管理の重要性に関する意識啓発を図り、所有者自らによる自主的な適正管理や早期の利活用を促進することを目的とする。
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金曜日）まで
- (5) 限 度 額 6, 1 4 4, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2 参加資格等

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 本事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ①業務の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ等（オンラインも含む）に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ②宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ③特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (5) 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社

- 会的に非難される関係を有している者
- ⑧暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 提出書類等

(1) 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

書類	内容
1 表紙（様式1）	担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること
2 企画書 （任意様式）	令和8年度大分県空き家対策促進事業広報委託業務に関する仕様書及び審査基準に基づき、本業務の目的を踏まえた企画提案書を作成すること。 ※本業務を実施する年間スケジュールを記載すること。
3 提案者概要書 （様式2）	提案者の概要として、名称、所在地及び類似事業の事業実績等を記載すること。
4 業務実施体制表 （任意様式）	本業務に関わる者の所属、氏名等を一覧表にして添付し、県との打合せ等に出席する専任の担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、本体制表に、協力してもらう業務内容ごとに当該企業の住所、名称等を記載すること。
5 見積書 （任意様式）	本業務の実施に必要な経費について、仕様書の業務内容ごとの単価及び金額を記載した見積書を提出すること。なお、提出された見積書は、審査及び積算の参考資料として使用する。
6 誓約書 （様式3）	大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨を書面にて誓約すること。

(2) 企画提案書提出に係る留意事項

- ・提出書類の用紙サイズはA4とする（任意様式の縦・横は問わない）。
- ・1者につき1提案までとし、提出後における提案書の差し替えは認めないものとする。
- ・ファイル形式は、Word、PowerPoint または PDF 形式とする。

(3) 提出期限 令和8年9月8日（火曜日） 17時必着

(4) 提出方法 メール添付による提出

※8MBの受信容量上限があるため、必要に応じて分割送信するか、ファイル転送サービス等を活用して提出すること。

(5) 提出先

大分県土木建築部建築住宅課（担当：田邊）

（メール）a18500@pref.oita.lg.jp

（電話）097-506-4677

※送付後、必ず電話にて受信確認を行うこと。

4 審査について

(1) 企画提案審査会（プレゼンテーション）の実施

提出された企画書等を使用し、プレゼンテーション審査を実施する（1者あたり、発表時間15分、審査委員による質疑10分程度を予定）。

開催日（予定）：令和8年9月18日（金曜日）

場 所：大分県庁会議室

具体的な日時・方法等の詳細については、提案競技参加者に個別に連絡を行う。

なお、プレゼンテーションに際しては、あらかじめ提出された企画書に加えて、説明用に作成したプレゼンテーションスライド（PowerPoint 等）を使用することを認める。ただし、説明用スライドの内容は、提出済みの企画書の内容を要約・視覚化したものに限り、新たな提案の追加や提案内容の大幅な変更は認めない。

(2) 審査方法

①企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県建築住宅課長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。

②最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、合計得点が6割に達しない場合は委託業者として選定しない。

③審査基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査結果

審査の結果については、後日、企画提案者あてに通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

5 質問の受付及び回答

企画提案書の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法及び提出先 「9 問い合わせ先」に質問票（様式4）をメール提出

(2) 質問受付期限 令和8年8月28日（金曜日） 17時まで

(3) 回答方法 随時、大分県のホームページに回答を掲載

6 企画提案競技に係るスケジュール

(1) 質問受付期限 令和8年8月28日（金曜日） 17時まで

(2) 企画提案期限 令和8年9月 8日（火曜日） 17時まで

(3) 企画提案審査会 令和8年9月18日（金曜日） 予定

7 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求める場合がある。

8 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な経費とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務とは直接関係のない経費及び備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- (5) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (8) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

9 問い合わせ先

大分県土木建築部建築住宅課（担当：田邊）

（電 話） 0 9 7 - 5 0 6 - 4 6 7 7

（メール） a18500@pref.oita.lg.jp